

史料1 『八幡愚童訓』

去程ニ夜明レバ廿一日ノ朝、海ノ面ヲ見遣ル
 二、蒙古ノ船皆々馳^{（一七）}戻リケリ……去バ今度
 既武力尽果テ、若干ノ大勢逃失又、今ハ角ト
 見ヘシ時、夜中ニ白張装束ノ人三千人計^{（一八）}
 崎ノ宮ヨリ出テ、箭鋒ヲ整テ射ケルガ、其事
 ガラ唱立クシテ……蒙古、肝心ヲ迷ハシテ我
 先ニト逃又。

史料2 『関東評定衆伝』

同（十月）二十四日大宰府に寄せ来り、官軍と
 合戦す。異賊敗北す。
 （原漢文）

史料3 貴族の日記

①『勘仲記』文永十二年十一月六日条
 或る人云はく、去る比凶賊船数万艘海上に浮
 かぶ。而して俄に逆風吹き来り、本国に吹き
 帰る。（裏書）逆風事、神明の御加被か。
 （原漢文）

②『壬生官務家日記抄』弘安四年閏七月十一日
 異国の賊船、去る一日夜、大風に逢ひ大略漂
 没す、破損する船濟々打ち寄せらるるの由、
 鎮西飛脚一昨日か到来するの間、上下大慶の
 由謳歌するものなり
 （原漢文）

史料4 武士による幕府への報告

（都甲文書）

豊後国御家人都甲左衛門五郎大神惟親法師
 〈法名寂妙〉謹んで言上す

早く傍例に任せ、御注進に預かり、抽賞
 を蒙らんと欲す、去る弘安四年後七月七

日肥前国鷹嶋蒙古合戦の事、

右、蒙古の凶徒、肥前国鷹嶋に着岸するの間、
 当国星鹿に馳せ向かひ、彼の七日（巳時）寂妙
 当嶋に渡り、東浜において合戦の忠を致すに
 依り、寂妙子息四郎惟遠分取りせしめ畢ぬ、
 其の上郎従三郎二郎重遠疵を被り（旗差）、下
 人一人弥六末守疵を被り畢ぬ、此等の次第、
 回国志手筑後房円範・上総三郎入道（実名知
 らず）見知せしむるところなり、早く御注進に
 預かり、抽賞を蒙らんがため、恐々言上件の
 如し、

史料5 高野山による朝廷への訴状

〔興山寺文書〕

太政官牒す金剛峯寺

忠に、去年の綸旨・院宣・国司庁宣等に
任せ、高野山丹生社領として勅事・院事・
伊勢太神宮役夫工・造内裏已下大小国役
を停止し、庄号せしめ、聖朝安穩異国降
伏の精勤を致すべし、和泉国近木郷吉処
の事、

右、彼寺衆徒等の去月日の奏状を得るに、僣はく、
(中略)

翌日自余の諸社、各靈異の聞えあるといへど
も、皆これ凶賊猖狂して襲来するの後なり、
兼ねて謀未だ然らざるの前に、遙かに絶域の
外を鑿【鑑】み、両度の靈託を示し、四海の安
危を告ぐ、当社の効験殊に以て嚴重なり、
(中略)

ここにより、専ら関東匪石三懸の棘を抽じ、
泉州近木地頭を避り進らせられ畢ぬ、弘安七
年十二月十一日件の寄進状に僣はく、聖朝安
穩・異国降伏のため、殊に御祈願あり、避り
進らせらるるところなり、てへれば、鎌倉殿の
仰せに依り、寄せ奉ること件の如しと云々、
これに就き、関東既に聖朝安穩の奉為め、彼
の地頭職を避り進らせ、公家また異国降伏の
ため、同国方を避り賜はるべき旨、神慮に
代りて天聴に達するの日、去る正応三年三月
廿七日の院宣に僣はく、高野山丹生社申す、
和泉国近木郷の間の事、国司に尋ね下さるる
の処、請文此の如し、此の上は、遂に寄附せ
らるべし、且つ其の旨を存すべしと云々、

(中略)

然れば則ち既に公家・関東一揆の敬神に依り、
国衙地頭一円の社領たるべきの由、早く綸旨・
院宣・国司庁宣等を下され畢ぬ、此の上は、
件等の状に任せ、永く当社領として、牢籠あ
るべからざるの由、官符・同牒を成し下され
んがため、子細を言上せしむるところなり、
望請すらくは天恩を、綸旨・院宣・国司庁宣
等に任せ、当社一円の神領として、早く庄号
せしめ、勅事・院事・伊勢役夫工・造内裏已
下大小国役を停止し、聖朝安穩・異国降伏の
精勤をいたすべきの由、且は官符を国司に下
され、且は子細を社家に牒送せられれば、殊に
異賊征罰専一の亀鑿に備え、天長地久万代鳳
曆を祈り奉らん、てへれば、正三位行権中納
言藤原朝臣冬季宣す、勅を奉るに、請に依れ、
てへり、同じく彼国に既に下知し畢ぬ、寺宜
しく承知すべし、牒到らば状に准へ、故に牒
す、